

学校法人東京富士大学 役員・評議員報酬規程

(目的)

- 第 1 条 この規程は、学校法人東京富士大学（以下「本学」という。）の管理運営に携わる役員及び評議員の報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員)

- 第 2 条 この規程に定める役員及び評議員とは、本学の寄附行為第 6 条に規定する役員及び評議員とする。
- 2 理事は常勤理事と非常勤理事とする。

(報酬等の支給)

- 第 3 条 前条で定める役員のうち、理事長、常勤理事は、役員報酬別表 1 により評議員会の意見を聴き理事会の議を経て理事長が定める報酬を支給する。
- 2 非常勤理事は、月額 2 万円とし、監事は、役員報酬別表 2 により評議員会の意見を聴き理事会の議を経て理事長が定める報酬を支給する。
- 3 評議員の報酬は、評議員会出席の都度 1 回 5 千円を支給する。
- 4 役員報酬は、月額とする。

(規程の改廃)

- 第 4 条 本規程の改廃は評議員会の意見を聴き理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 3 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 4 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 5 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 6 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 7 この規程は、令和 8 年 6 月 1 日から改正施行する。

別表

役員報酬 別表1 (理事長、常勤理事)

月額

等級	支給額
1	0円
2	100,000円
3	200,000円
4	300,000円
5	400,000円
6	500,000円
7	600,000円
8	800,000円
9	1,000,000円
10	1,100,000円
11	1,200,000円
12	1,300,000円
13	1,400,000円
14	1,500,000円
15	1,600,000円
16	1,700,000円

役員報酬 別表2 (監事)

月額

等級	支給額
1	20,000円
2	30,000円
3	40,000円
4	50,000円